

東予高校・東予総合高校 いじめ防止基本方針

愛媛県立東予高等学校・愛媛県立東予総合高等学校

令和8年5月

1 東予高校・東予総合高校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが重要である。

そこで、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年8月改訂）に基づき、生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、意欲を持って充実した高校生活を送ることができるように、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決することを目的として、「東予高校・東予総合高校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、いじめには様々な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努めることが必要である。

また、「いじめは絶対に許されない」「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」「いじめは、いじめる側が悪い、いじめられる側に責任はない」「いじめの未然防止は、学校教職員の重要課題」との認識が重要である。

(3) いじめの構造

いじめは、被害者（いじめられる生徒）、加害者（いじめる生徒）、観衆者（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）、傍観者（見て見ない振りをする）の四層構造から成っている。この傍観者を含めた周囲の生徒が、いじめを許さない気持ちになるかどうか、いじめ解決にとっては重要である。

(4) いじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、けんかやふざけ合い、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を確立する。

別紙1「日常の指導体制（未然防止・早期発見）」

(2) 問題発生時（重大事態を含む）の組織的対応

別紙2「いじめ問題発生時の対応」

4 いじめの防止

いじめの問題で最も大切なことは、いじめを起こさせないための予防的取組である。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 教科指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
 - ・教師の不適切な認識、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することに配慮した教科指導
- (2) 特別活動やホームルーム活動の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - ・面接の定期的実施（４月、９月、１月）
 - ・「学校生活ワークシート」の実施（７月、１２月、２月）
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
 - ・人権集会の実施
- (5) 情報教育の充実
 - ・講演会、マナー教室等におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、東予高校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・公開授業等学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐ止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「いじめ問題発生時の対応」（別紙２）により速やかに対応し、事実確認をする。
- (2) いじめられている生徒、いじめている生徒のサイン
別紙３
- (3) 教室、家庭でのサイン
別紙３
- (4) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置（教育相談課）、周知
 - ・面談の定期的実施（４月、９月、１月）
- (5) 定期的調査の実施
 - ・「学校生活ワークシート」の実施（７月、１２月、２月）
- (6) 情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ
 - ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の活用

6 いじめへの対応

別紙4「指導・対応のポイント」

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの定義

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどの犯罪行為。

(2) インターネット上のいじめの防止

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリングの推奨
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

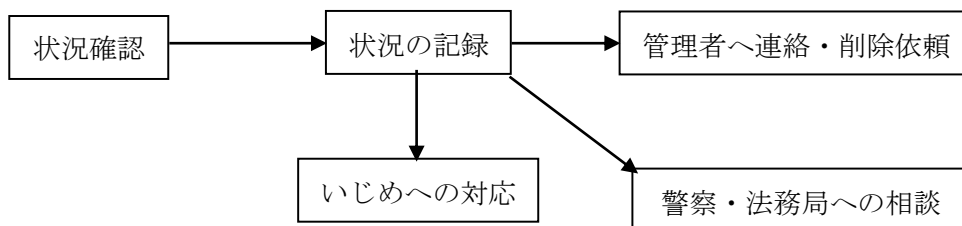
- ・携帯電話、スマートフォンに関する安全教室や講演会の実施

(3) インターネット上のいじめへの対処

ア インターネット上のいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロールからの情報

イ 不当な書き込みへの対処



日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者、地域等との連携
- ・東予高等学校・東予総合高等学校いじめ問題等対策委員会、校内いじめ問題等対策委員会（問題発生時、重大事態）を統括

東予高等学校・東予総合高等学校いじめ問題等対策委員会

【定期開催】

- ・学校いじめ防止基本方針作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、立案
- ・「学校生活アンケート」等調査結果の分析と対策
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・要配慮生徒への支援方針

結果報告

愛媛県いじめ問題対策本部会議

緊急対応

校内いじめ問題対策委員会

日常の教育活動（全教職員）

未然防止

- ・教科指導の充実
充実した学習環境や意欲のわく授業づくり
- ・特別活動やホームルーム活動の充実
道徳教育の充実や相手を思いやる心の育成
- ・教育相談の充実
定期的な面談やアンケートの実施
- ・人権教育の充実
体験的学習の実施や人権尊重の環境作り
- ・情報教育の充実
携帯電話、スマートフォンに関する安全教室や講演
- ・保護者や地域との連携
公開授業の実施

早期発見

- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・生徒、保護者、地域等からの相談や情報収集
- ・アンケートの実施
定期（学校生活アンケート）や不定期アンケート
- ・各種調査の実施
- ・生徒、保護者との面談の定期開催
学期毎の生徒面接、保護者面談、家庭訪問等
- ・相談体制の確立
- ・報告経路の明示と報告の徹底
- ・会議等による情報共有
要配慮生徒の実態把握、進級時の引き継ぎ

別紙 2

いじめ問題発生時の対応

1 いじめの発生

訴え・発見・噂

- ・的確な状況把握
- ・共感的な対応
- ・毅然で冷静な対応

2 いじめの確認

ホームルーム担任を中心
に全ての教職員

- ・問題内容の把握
- ・正確な記録と報告

保護者

- ・保護者への正確な説明
- ・情報の共有と連携体制の確

3 事実関係調査

生徒課を中心に
関係教職員

- ・正確な事実確認
- ・複数の教職員での対応
- ・被害生徒のケア

4 報告・説明・指示

校長・教頭

県教育委員会
愛媛県いじめ問題対策本部会議

重大事態の場合

- ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日間を目安）があるとき

5 指導方針等
審議・決定

校内いじめ問題等対策委員会

職員会議

- 構成員
校長（委員長）、教頭、生徒課長、教育相談課長、人権・同和教育課長、学年主任、各学科主任（総合学科長を含む科長）、ホームルーム正副担任、養護教諭
- 目的、内容
指導体制確立、指導・支援方針の決定、相談

- ・東予高等学校・東予総合高等学校いじめ問題等対策委員会
- ・関係機関
- ・警察
- ・福祉関係
- ・医療関係

6 いじめ解決へ
指導・支援

全教職員

- ・個別指導（被害生徒、加害生徒）
- ・観衆者、傍観者の指導
- ・全体指導（級、学、科・クラス）

いじめの解決

事態収束の判断

- ・被害生徒がいじめの解消とそれに起因する葛藤等からの解放を自覚し、いじめに関わった生徒同士の関係が良好になっている。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないか確認し、いじめが解決しても3ヶ月を目安に経過観察する。

7 継続指導
経過観察

継続

収束

再度 3 事実関係調査

日常の指導体制の充実

別紙3

1 いじめられている生徒のサイン（例）

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。だからこそ、多くの教員の目で多くの場面を観察することで、小さなサインを見逃さないようにしなければならない。大切なのは気付くことができるかどうかで、普段から生徒をよく見てしっかり関わっていることが重要になる。

場 面	サ イ ン （例）
登校時 朝のSHR	・遅刻欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わない、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室する。
授業中	・保健室、トイレに行くようになる。 ・忘れ物が目立つ。 ・机の周りが乱雑になっている。 ・決められた座席と違う席に着いている。 ・教科書やノート、持ち物に汚れがある。 ・突然個人名が出される。
休み時間等	・弁当にいたずらされたり、昼食を自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりする。 ・一人で清掃している。
放課後等	・慌てて下校する。または用もないのに学校に残る。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・一人で部活動の準備やかたづけをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、より積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
・嫌なあだ名が聞こえたり、何か起こると、特定の生徒の名前が出たりする。 ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・筆記用具等の貸し借りが多い。 ・壁等にいたずら、落書きがある。 ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすくなる。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。また、こうしたサインがないか、家庭にたずねることも必要になる。

サ イ ン
・学校や友人のことを話さなくなる。 ・友人やクラスの不平や不満を口にするが多くなる。 ・朝、起きてこなかったり、体調不良を訴え、学校に行きたくないと言ったりする。 ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・携帯電話やスマートフォンをこそこそ見たり、おびえたりする。 ・不審な連絡（電話、メール、LINE等）がある。 ・遊ぶ友達が急に変わる。 ・部屋に閉じこもりたり、家から出なかったりする。 ・理由のはっきりしない衣服の汚れや打撲や擦り傷がある。 ・食欲不振・不眠を訴える。 ・学習時間が減ったり、成績が下がったりする。 ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・自転車がよくパンクする。 ・家庭の品物、金銭がなくなったり、大きな額の金銭を欲しがる。

別紙 4

指 導 ・ 対 応 の ポ イ ン ト

いじめられた生徒に対して

- ・生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことに重点を置く。
- ・全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する。
- ・全ての場所での安全、安心を確保する。
- ・全職員が協力して心のケアを行う。
- ・対応については、生徒本人の気持ちを重視し慎重に対処する。

いじめていた生徒に対して

- ・いじめは決して許されないという毅然とした態度で対応する。
- ・いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導を行う。
- ・いじめの事実を本人と共に確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・じっくり話を聴き、いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒等による指導を行う。

いじめられた生徒の保護者に対して

- ・学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を持ってもらえるようにする。
- ・知り得た情報は包み隠さず報告する。
- ・保護者の立場に立って、じっくりと話を聞く。
- ・生徒、保護者の受けた苦痛に対し、生徒や保護者の立場で取り組む。
- ・今後のケアや指導について、学校の取組を明確に示し協力を求める。

いじめていた生徒の保護者に対して

- ・事実を把握したら速やかに面談し丁寧に説明する。
- ・本人の行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・生徒や保護者の心情に配慮しつつ、本人と他の人との関わりについて考えていく。
- ・今後、何か気付いたことがあれば報告してもらう。

保護者同士が対立する場合について

- ・関係調整が必要となる場合は、積極的に学校が間に入って調整を行う。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・関係機関と連携して、柔軟にいろいろな解決方法を検討する。

関係集団への対応について

- ・おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分の問題として捉えさせ、解決する力を育成する。
- ・いじめ集団の中で、自分たちがいじめに加担していることに気付かせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・いじめの無い、相手の気持ちがわかる集団づくりに努める。

関係機関との連携や報告

- ・学校だけの解決が困難な場合やいろいろな対応の方法については、関係機関と連携して対応する。
- ・重大事案をはじめとする報告等の必要な内容は、関係機関に正確に報告する。
※関係機関とは、県教育委員会「愛媛県いじめ問題対策本部会議」、東予高等学校いじめ問題等対策委員会、警察、児童相談所等の福祉機関、医療関係、県教育センター、地域（民生委員等）等である。

東予高等学校・東予総合高等学校いじめ問題等対策委員会会則

第1条 名称及び事務局

本会は、「東予高等学校・東予総合高等学校いじめ問題等対策委員会」と称し、事務局を東予高等学校・東予総合高等学校に置く。

第2条 目的

いじめ等の根絶を目指し、生命を尊重し、他人を思いやる人間の育成を図る。

第3条 活動内容

学校、家庭、地域の連携を強化し、一体となっていじめ等の問題解消にあたる。

- (1) 実態把握と早期解決
- (2) 未然防止と啓発活動
- (3) 心身ともに健全な生徒の育成

第4条 会の構成

- (1) 校外関係

ア 関係機関

イ 地域有識者

- (2) P T A及び同窓会

ア 東予高等学校・東予総合高等学校P T A会長及び副会長

イ にゅうがわ会会長

- (3) 学 校

校長、教頭、生徒課長、学年主任、小学科主任（総合学科長を含む科長）、人権・同和教育課長、教育相談課長、養護教諭、スクールカウンセラー等なお、委員会の承認を得て、委員を増員することができるものとする。

第5条 役員及び任務

- (1) 会 長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 2名 会長を補佐し、会務を運営する。
- (3) 書 記 1名 会長の指示を受け、会務を処理する。

第6条 役員の選出及び任期

- (1) 会長は東予高等学・東予総合高等学校長とする。
- (2) 副会長は東予高等学校・東予総合高等学校のP T A会長と教頭とする。
- (3) 書記は会長が委嘱する。
- (4) 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条 会 議

本会の会議は、原則として学期に1回開催する。ただし、必要に応じて会長が臨時の会を招集することができるものとする。

附則 この会則は平成 8年 4月 1日から施行する。

平成14年 7月15日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

平成30年 1月22日一部改正

令和 8年 4月 1日一部改正